

議案第 28 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

地方自治法第 290 条の規定により、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が離脱することに伴い、次のとおり財産処分することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

周陽環境整備組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 2 号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成 18 年規則第 28 号）第 6 条に規定する額を加算した額との差額